

# 子育て応援特別手当 に関するお知らせ

(平成21年度版)



緊急経済対策の一貫として、子育て応援特別手当(平成21年度版)が支給されます。この手当は、平成21年10月1日現在において生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの子どもがいる世帯の住民基本台帳・外国人登録原票上の世帯主(以下「支給対象者」という。)に対象となる子ども一人当たり36,000円が支給されます。

**住民登録は正しく行なわれていますか？**

住民登録は、各種行政サービスの基礎となるものです。子育て応援特別手当(平成21年度版)も住民登録に基づいて支給することを原則としていますので、引越などにより住所を移したときは速やかに住民登録の届出を役場で行ってください。

窓口 早来庁舎↓住民生活課  
戸籍住民係、追分庁舎↓住民総合相談室

**配偶者からの暴力(DV)の被害者の方は、保護の措置があります**

DV被害者の方が警察署等に相談した上で、お住まいの市区町村に支援措置(転出先の住所等を配偶者等に見られないようにするもの。)の実施を申し出ることにより、配偶者等による住民基本台帳の閲覧や住民票の写し、戸籍の附票の交付等の制限をすることができます。

**配偶者からの暴力(DV)の被害者の方で安平町に住民登録されていない方は**

子育て応援特別手当(平成21年度版)の事前申請が必要となります。

**事前申請期間**

10月1日(木)～10月30日(金)

**添付する書類**

①DV被害者であることが確認できる書類(対象となる子どもについても記載されていることなどが重要です)

(1)配偶者暴力相談支援センターの発行する証明書(2)婦人相談所の発行する証明書(3)保護命令決定書の謄本又は正本など

②振込口座の通帳の写し

◆事前申請書に基づき、住民登録されている市区町村へ連絡し、子育て応援特別手当(平成21年度版)の支給対象者を世帯主からDV被害者の方へ変更します。なお、事前申請書に記入された今お住まいの住所等の情報は、住民登録をされている市区町村へ通知す

ることはありません。

◆子育て応援特別手当(平成21年度版)は、事前申請書を提出した市区町村ではなく、住民登録がされている市区町村から支給されますので、支給の時期は、それぞれの市区町村で異なります。

◆10月30日を過ぎると、事前申請は受け付けられません。

この場合は、住民登録がされている市区町村へ郵送により申請を行うことになり、事前申請書と同じ書類の添付が必要となります。(世帯主からの申請が受け付けられる前に申請を行うことが重要です。)

◆事前申請書は、健康福祉課子育て支援係(追分庁舎)・住民総合相談室(早来庁舎)のほか、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、厚生労働省ホームページなどで入手できます。

**事前申請書提出先**

健康福祉課子育て支援係

住民総合相談室(早来庁舎)

問合せ 健康福祉課子育て支援

係 ☎ 4556